



平成 27 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 栃 木 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 菊池 康雄
(コード番号 8550 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役経営企画部長
黒本 淳之介
(TEL . 028-633-1241)

執行役員制度の導入に関するお知らせ

当行は、取締役会において、執行役員制度の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度導入の目的

- (1) 経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化をより一層図る。
- (2) 能力、意欲ある優れた人材を登用することで、当行の競争力を強化し、業績向上を図る。

2. 執行役員制度の概要

- (1) 執行役員の選任・解任は取締役会の決議による。
- (2) 取締役は執行役員を兼務することができる。
- (3) 執行役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (4) 執行役員の担当業務は、取締役会の決議による。

3. 執行役員制度の導入時期

平成 27 年 4 月 1 日

4. その他

執行役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上